

R4年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R4. 6. 29	R4. 7. 7	日暮里・舎人ライナー案内軌条アンカーボルト点検委託（4交建工第172号）委託総括書、種別内訳書、代価明細表	5	1																交通局建設工務部保線課
2	R4. 7. 8	R4. 7. 22	大江戸線沿線状況等基礎調査（その4）委託仕様書	7	1									1							交通局総務部企画調整課

将来需要の推計年次は、将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
（東京都情報公開条例第7条5号に該当）